

承認第7号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求める。

令和2年5月26日提出

木津川市長 河井 規子

専決処分書

議会の議決すべき下記の事件について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和2年3月31日

木津川市長 河井 規子

記

木津川市国民健康保険税条例の一部改正について

木津川市条例第13号

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

木津川市国民健康保険税条例（平成20年木津川市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「61万円」を「63万円」に改め、同条第4項ただし書中「16万円」を「17万円」に改める。

第23条中「61万円」を「63万円」に、「16万円」を「17万円」に改め、同条第2号中「28万円」を「28万5,000円」に改め、同条第3号中「51万円」を「52万円」に改める。

附則第8項及び第9項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第18項（見出しを含む。）中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、附則第8項及び第9項の改正規定は、土地基本法等の一部を改正する法律（令和2年法律第12号）附則第1項1号に掲げる規定の施行日の属する年の翌年の1月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の木津川市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

参考資料（承認第7号）

木津川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略) (課税額)	第1条 (略) (課税額)
第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。) 及び その世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が <u>63万円</u> を超える場合においては、基 礎課税額は、 <u>63万円</u> とする。	第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主 (前条第2項の世帯主を除く。) 及び その世帯に属する国民健康保険の被保 険者につき算定した所得割額並びに被 保険者均等割額及び世帯別平等割額の 合算額とする。ただし、当該合算額が <u>61万円</u> を超える場合においては、基 礎課税額は、 <u>61万円</u> とする。
3 (略)	3 (略)
4 第1項第3号の介護納付金課税額 は、介護納付金課税被保険者である世 帯主（前条第2項の世帯主を除く。） 及びその世帯に属する介護納付金課税 被保険者につき算定した所得割額並び に被保険者均等割額及び世帯別平等割 額の合算額とする。ただし、当該合算 額が <u>17万円</u> を超える場合において は、介護納付金課税額は、 <u>17万円</u> とする。	4 第1項第3号の介護納付金課税額 は、介護納付金課税被保険者である世 帯主（前条第2項の世帯主を除く。） 及びその世帯に属する介護納付金課税 被保険者につき算定した所得割額並び に被保険者均等割額及び世帯別平等割 額の合算額とする。ただし、当該合算 額が <u>16万円</u> を超える場合において は、介護納付金課税額は、 <u>16万円</u> とする。
第3条～第22条 (略)	第3条～第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

（1）（略）

（2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納稅義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

（1）（略）

（2）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万円を加算した金額を超えない世帯に係る納稅義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～カ（略）

（3）法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円に被保険者及び

<p>特定同一世帯所属者 1 人につき<u>5 2万円</u>を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前 2 号に 該当する者を除く。） ア～カ（略） 第 23 条の 2～第 29 条（略） 附 則 1～7（略） (長期譲渡所得に係る国民健康保険税 の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲 渡所得を有する場合における第 3 条、 第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の 適用については、第 3 条第 1 項中「及 び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第 34 条第 4 項に規定する 長期譲渡所得の金額（租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条 の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条 第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項、<u>第 35 条の 3 第 1 項</u> 又は第 36 条の規定に該当する場合に は、これらの規定の適用により同法第 31 条第 1 項に規定する長期譲渡所得</p>	<p>特定同一世帯所属者 1 人につき<u>5 1万円</u>を加算した金額を超えない 世帯に係る納税義務者（前 2 号に 該当する者を除く。） ア～カ（略） 第 23 条の 2～第 29 条（略） 附 則 1～7（略） (長期譲渡所得に係る国民健康保険税 の課税の特例) 8 世帯主又はその世帯に属する国民健 康保険の被保険者若しくは特定同一世 帯所属者が法附則第 34 条第 4 項の譲 渡所得を有する場合における第 3 条、 第 6 条、第 8 条及び第 23 条の規定の 適用については、第 3 条第 1 項中「及 び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並 びに法附則第 34 条第 4 項に規定する 長期譲渡所得の金額（租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 33 条 の 4 第 1 項若しくは第 2 項、第 34 条 第 1 項、第 34 条の 2 第 1 項、第 34 条の 3 第 1 項、第 35 条第 1 項、第 3 5 条の 2 第 1 項又は第 36 条の規定に 該当する場合には、これらの規定の適 用により同法第 31 条第 1 項に規定す る長期譲渡所得の金額から控除する金</p>
--	--

の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第3

額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。) の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

9 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「、第35条の2第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第

6条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

10～17 (略)

(令和元年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

18 令和元年度以降の第28条第1項
第3号による国民健康保険税の減額に係る所得割額に関する減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過した後も当分の間、実施するものとする。

1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

10～17 (略)

(平成31年度以降の国民健康保険税の減免の特例)

18 平成31年度以降の第28条第1項第3号による国民健康保険税の減額に係る所得割額に関する減免については、資格取得日の属する月以後2年を経過した後も当分の間、実施するものとする。